

広報

# 麻生

昭和61年5月15日発行

No.377

'86 5



たけのこ掘りは 大収獲

## まちの人口

|     |         | 前月比  |
|-----|---------|------|
| 総人口 | 18,104人 | -15人 |
| 男   | 8,953人  | -5人  |
| 女   | 9,151人  | -10人 |
| 世帯数 | 4,142世帯 | +6世帯 |

## 主な内容

- 財政事情書-----P 2.3
- 羽黒山荘が完成-----P 4
- 第2回臨時議会-----P 5
- 新しい年金制度-----P 6
- 住民票などの交付申請等の変更---P 7

## 町の財政事情書

一般会計最終予算は  
三十二億九千八百万円に

60年度

昭和六十年下半期（六十年三月末日まで）の麻生町の財政事情をお知らせします。

一般会計は、当初三十一億二百五十万三千円を計上しましたが、その後一億九千六百三十八万五千円の追加補正を行い、六十年度最終予算は三十二億九千八百四十三万八千円になりました。（五十九年度に比べ二%の減）執行率をみますと、昨年同時期に比べ、歳入で四・三%、歳出で三・二%の伸びをみせています。

特別会計では、国保特別会計で二千七百九十四万六千円、老人保健特別会計で六百二十二万三千円の追加補正が行われ、簡水特別会計では、一千六百六十一万五千円の減額補正が行われました。また、白帆荘会計では、事業収益で七十一万七千円の追加補正を行いました。

なお、各特別会計最終予算額は、次ページのとおりです。

## ◎主な事業

教育施設では、太田小学校舎

改修工事、運動広場の野球場二面の整備等が行われました。土木関係では、生活関連道路の整備に重点がおかれ、四鹿・今宿・島並地内外の道路改良工事が進められました。

農業関係としては、豊かで魅力ある農業環境整備をめざし、新農業構造改善事業、豊かな村づくりパイロット事業などが進められ、また、西部土地改良区が正式に発足しました。

生活環境の整備では、第二簡水事業が着手され、行方地区の大部分及び小高地区の一部に配水管布設工事が施工されました。

国・地方とも厳しい財政事情にあり、町としても大幅な歳入の伸びは見込めないことから、歳出の削減・合理化を進めながら、住民生活に直結した教育・農業・道路関係の予算確保に努めています。

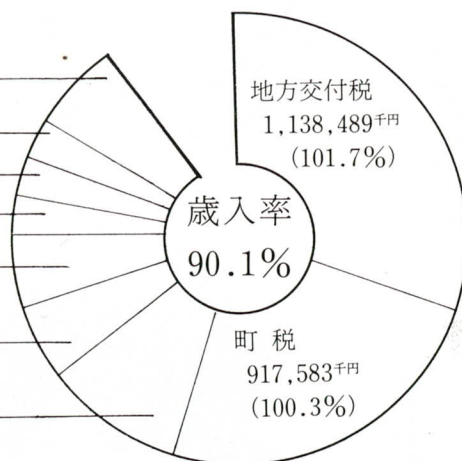
歳入・歳出とも均衡のとれた、健全な財政運営をめざしていますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

## (1) 一般会計予算

数字は予算額

(%は執行率)

|                |           |          |
|----------------|-----------|----------|
| その他            | 227,225千円 | (87.3%)  |
| 繰越金            | 82,794千円  | (100.0%) |
| 国庫支出金          | 83,115千円  | (74.1%)  |
| 娯楽施設<br>利用税交付金 | 87,945千円  | (103.7%) |
| 諸収入            | 190,178千円 | (99.4%)  |
| 町債             | 202,500千円 | (27.7%)  |
| 県支出金           | 368,609千円 | (57.8%)  |

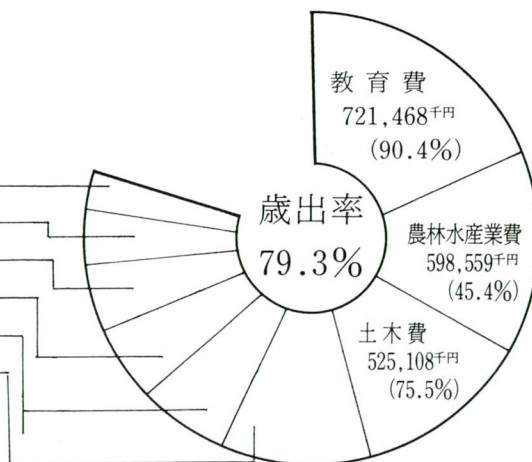


予算額 3,298,438千円

町の収入 2,970,417千円

町の支出 2,614,433千円

|     |           |         |
|-----|-----------|---------|
| その他 | 114,964千円 | (95.0%) |
| 消防費 | 172,169千円 | (92.0%) |
| 公債費 | 205,527千円 | (99.1%) |
| 衛生費 | 224,505千円 | (77.6%) |
| 民生費 | 274,840千円 | (91.0%) |
| 総務費 | 461,298千円 | (86.3%) |



## (3) 町の財産

## (1) 土地及び建物、物品

| 名 称         | 土 地     | 建 物    |
|-------------|---------|--------|
| 庁 舎         | 6,160㎡  | 1,933㎡ |
| 学 校         | 246,062 | 32,192 |
| 公 営 住 宅     | 21,621  | 4,391  |
| そ の 他 の 施 設 | 231,143 | 5,985  |
| 山 林         | 99,891  |        |
| 田 畑         | 28,358  |        |
| そ の 他 の 土 地 | 13,919  | 535    |
| 白 帆 荘       | 3,869   | 2,017  |
| 合 計         | 651,023 | 47,053 |

| 物 品 名     | 数 量 | 物 品 名               | 数 量 |
|-----------|-----|---------------------|-----|
| 乗 用 車     | 1台  | タ イ ヤ シ ョ ベ ル       | 1台  |
| 公 用 車     | 16  | ブ ル ト ー ザ ー         | 1   |
| 交 通 指 導 車 | 1   | グ レ ー ダ ー           | 1   |
| マイクロ・中型バス | 2   | ロ ー ド ロ ー ラ ー       | 1   |
| ワ ゴ ン 車   | 1   | ス プ レ イ ヤ ー         | 2   |
| 給 食 配 送 車 | 3   | 消 防 自 動 車           | 3   |
| 軽 自 動 車   | 4   | 消防小型動力ポンプ積載車        | 34  |
| 小 型 ダ ンプ  | 4   | コピー(5)タイプ(2)ワープロ(1) | 8   |
|           |     | フ ァ ク シ ミ リ         | 1   |

## (2) 出資による権利

|                     |         |
|---------------------|---------|
| 県農業信用協会出資金          | 3,740千円 |
| 県信用保証協会出資金          | 6,497   |
| 県漁業信用基金協会出資金        | 600     |
| 県文化福祉事業団出資金         | 143     |
| 国保診療報酬支払基金預託金       | 1,071   |
| 県家畜産物衛生指導協会出資金      | 220     |
| 県労働者信用基金協会出資金       | 800     |
| 空中散布事故損害扶助基金出資金     | 666     |
| 茨城農業用廃プラスチック処理公社出資金 | 590     |
| 勤労者育英基金出資金          | 380     |
| 県建設コンサルタント協会出資金     | 50      |

## (3) 基金、有価証券

|              |           |
|--------------|-----------|
| 財政調整基金       | 322,466千円 |
| 土地開発基金       | 110,955   |
| 国民年金印紙購入基金   | 6,000     |
| 国保診療報酬支払準備基金 | 74,197    |
| し尿処理場建設基金    | 95,327    |
| 第一勧業銀行株券     | 131千円     |
| 茨城県中央食肉公社株券  | 8,470     |

## (4) 町民の税負担

| 税 目       | 調 定 額     | 1 世 帯 当 り |         |
|-----------|-----------|-----------|---------|
|           |           | 調 定 額     | 収入済額    |
| 町 民 税     | 370,970千円 | 20,474円   | 18,683円 |
| 固 定 資 産 税 | 373,246   | 20,600    | 20,251  |
| 軽 自 動 車 税 | 14,473    | 799       | 785     |
| 特別土地保有税   | 7,398     | 408       | 370     |
| 国民健康保険税   | 465,281   | 40,239    | 38,724  |

## (2) 特別会計予算

(%) は予算に対する執行率

## 1. 国民健康保険

予算額 1,027,310千円

収入 941,141千円 (91.6%)

支出 883,353千円 (86.0%)

## 2. 簡易水道事業

予算額 493,581千円

収入 96,943千円 (19.6%)

支出 56,271千円 (11.4%)

## 3. 老人保健事業

予算額 623,994千円

収入 573,773千円 (92.0%)

支出 538,172千円 (86.2%)

## 4. 公平委員会

予算額 267千円

収入 219千円 (82.0%)

支出 137千円 (51.3%)

## 5. 白帆荘運営事業

事業収益予算額 240,717千円

収入 216,800千円 (90.1%)

事業費用予算額 240,000千円

支出 223,427千円 (93.1%)

## (4) 町 債

## ○一般会計債

| 種 類             | 未 償 還 額   |
|-----------------|-----------|
| 総務債             | 863千円     |
| 土木債             | 34,985    |
| 公 営 住 宅 事 業 債   | 87,894    |
| 都 市 計 画 事 業 債   | 354,033   |
| 臨時地方道整備事業債      | 14,156    |
| 新規市町村道整備事業債     | 5,400     |
| 下 水 道 債         | 16,859    |
| 消防債             | 716,798   |
| 消防施設整備事業債       | 54,288    |
| 教育債             | 55,386    |
| 小 学 校 債         | 100,222   |
| 中 学 校 債         | 156,000   |
| 幼 稚 園 債         | 4,280     |
| 社 会 教 育 債       |           |
| 保 健 体 育 債       |           |
| そ の 他 財 政 対 策 債 |           |
| 合 計             | 1,601,164 |

## ○特別会計債

| 種 類               | 未 償 還 額  |
|-------------------|----------|
| 白 帆 荘 建 設 事 業 債   | 11,205千円 |
| 簡 易 水 道 建 設 事 業 債 | 412,600  |
| 合 計               | 423,805  |

## (5) そ の 他

|                 |         |
|-----------------|---------|
| 登 録 国 債 担 保 権   | 5,000千円 |
| 白 帆 荘 改 築 出 資 金 | 40,000  |

## 高齢者センター

### 「羽黒山荘」が完成

羽黒山公園に、麻生町高齢者センター「羽黒山荘」が完成し、四月十九日、同山荘の集会所において、関係者ら五十名が出席し竣工式が行われました。

「羽黒山荘」は、ご老人の社交、レクリエーションの場として、豊かな村づくりパイロット事業の一環として建設されたものです。

建物は、木造瓦葺平家建て

建築面積は二百十九平方米、

集会所・作業室などを備えています。羽黒山公園管理棟の跡地に建設されたこの山荘は公園から眺める水辺の景観と深い緑にめぐまれており、ご老人の憩いの場としては、最適のところです。

また、建物とあわせて、デートボールコート一面が整備されています。

ご利用は、次の要領で。

#### ▼利用申し込み

役場福祉年金課または、山荘（TEL七二一九五八）へ電話などで、お気軽にお申し込みください。

#### ▼利用時間

午前八時半から午後五時まで（五時以降の利用を希望する方は、山荘の管理人さんにご相談ください。）

#### ▼利用は団体で

利用は、原則として団体でお願いします。

### 谷津地区にも 集落センターが

地域コミュニティの中心となる集落センターが、六十年度は、谷津地区に建設されました。これは、農村集落センター整備事業として建設されたもので、地元で建設委員会（会長箕輪広）が組織され、地元が中心となり、事業が進められました。同センターは建築面積二百平方米、多目的ホール・和室・調理室などを備えています。

このセンターは谷津地区のほぼ中心地に位置しており、地域の活動に、また、コミュニティの場として、大いに活用されることが期待されます。

### 谷津集落センター



### 病そえはんこ黄ばたば 防止のため

### ジャガイモ 栽培農家へお願い

六十年茨城県内のたばこ作に、黄はんこ病の発生が多く、六十一年作の被害増大が心配されています。この病害発生を未然に防止するためには、たばこ作農家

の自主的活動が大事であり、そのための対策も進められています。たばこ黄はんこ病の伝染源は、主として保毒しているジャガイモから、アブラムシによって伝播されることが明らかとなっています。

そこで、地域ぐるみの防除対策が必要となりますので、ジャガイモ栽培農家の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

① たばこ作農家がたばこ畑近隣のジャガイモ畑へのアブラムシ防除の薬剤散布を行う場合についてのご了解をお願いします。なお、大面積にジャガイモを作付けた場合には、たばこ作農家のアブラムシ防除に合せ、薬剤散布を行うなどご協力をお願いします。

② ジャガイモの種イモは、無毒種イモを使用し、特に保毒率の高い自家採取種イモの作付は避けるようお願いします。

③ たばこ畑に隣接するような畑には、ジャガイモの作付を、極力さけるようお願いします。

④ 掘り残しイモや、不用のジャガイモをたばこ畑周辺に捨てないようお願いします。詳しくは、役場経済課まで。

## 第二回臨時議会

### 町税条例の一部を改正

麻生町議会第二回臨時議会が四月十日開催され、専決処分に関する報告と、議案二件の審議が行われ、すべて原案どおり議決されました。

#### 〔報告第一号〕

専決処分の承認を求めること

麻生町税条例の一部を改正する条例について、実施期日切迫のため、議会を招集する暇がなかったので専決処分をし、これを議会に報告し承認を求めたものです。

#### 〔専決第一号〕

麻生町税条例の一部を改正する条例

町県民税の非課税限度額の引き上げ等の改正を行ったものです。

#### 〔議案第二十五号〕

麻生町農業委員会委員の推せんについて

町議会の推せんする農業委員として、次の二名を決定したものです。(敬称略)

長峰 善男 (大字蔵川)

根本 善哉 (大字小高)

#### 〔議案第二十六号〕

麻生町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日本に居住する外国人について、その国籍にかかわらず、国民健康保険を適用する旨、改正を行ったものです。

### 農業委員会会長に

### 宮内正義さん

### 会長代理には菅谷正雄さん

四月十五日、農業委員改選後初めての委員会が開かれ、委員の互選により、会長に宮内正義さん(大字井貝)、会長代理には菅谷正雄さん(大字於下)がそれぞれ選ばれました。また、あわせて各委員の担当調査区が決まりました。

農地の売買、贈与、あるいは農地の転用など、農業委員会の許可が必要な事や、農業に関する相談など該当する調査区担当の農業委員にお気軽

にご相談下さい。

調査区担当は次のとおりです。

委員名(敬称略)(調査区)

#### ○麻生地区

大久保好三(富田)、深沢

留吉(粗毛・玄通・蒲縄)

藤枝清(古宿・新田・宿)

立原易(下淵・新原)、千ヶ

崎兼雄(田町・新原)

#### ○太田地区

新橋稔(矢幡)、東山秀男

(石神) 仲田要(根小屋)

## お知らせ

### ◎人権相談

とき 6月5日

午前10:00～午後3:00

ところ 麻生町公民館

担当者 人権擁護委員  
法務局職員

### ◎手話講習会

とき 毎週土曜日

午後2:00～4:00又は  
午後6:00～8:00

ところ 鹿島町老人福祉センター  
又は、鹿島町中央公民館

※ 詳しくは、福祉年金課まで

### ◎家内労働旬間

5月21日～31日

家内労働についての相談は  
茨城労働基準局へ

TEL 0292-24-6215

### 警察官採用試験の案内

◎受験資格 (A) S33年4月2

日から、S39年4月1日まで  
に生まれた男子。大学卒。S

61年10月から勤務可能な者。  
(B) S33年4月2日から、S43

年4月1日までに生まれた男  
子。(A)以外の者。61年10月1

日から勤務可能な者。

◎受付期間 5月9日から5

月29日まで。

◎試験 第一次 6月8日(日)

第二次 7月31日(木)

◎身体基準 身長・体重・色

覚等に基準あり。

詳しくは、麻生警察署、ま

#### ○大和地区

長峰善男(蔵川・岡)、平

山勝義(白浜・宇崎)、羽生

安敬(青沼・四鹿・杉平)、

藤崎浩(板峰・小牧・新宮)

内田脩(天掛・竈田)

#### ○行方地区

菅谷正雄(於下・今宿)、

根本清次(行方)、今泉源衛

(五町田・船子・藤井久保)

#### ○小高地区

大里実(島並)、根本善哉

(小高・橋門)、畑木利夫(

小高・南)、宮内正義(井貝

繕沢・谷)

## 新しい年金制度

最終回

## 障害年金と遺族年金

## 障害年金

## ① 障害基礎年金

## ▼支給要件

国民年金に加入している間に病気またはけがによって医師の診察を受け、一定の障害状態になった人に支給されます。ただし、初診日前に保険料を納めていた期間（保険料免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上あることが必要です。

また、二十歳前の傷病によって障害となった人についても、二十歳に達した時から障害基礎年金が支給されます。

## ▼年金額

年金額は、一級（より重い障害）に該当する人が七十五万円（月額六万二千五百円）二級が六十万円（月額五万円）です。また、受給権者に十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子（いずれも受給権者によって生計を維持さ

れていることが必要）がいる場合は、二人目まで一人につき十八万円、三人目から一人につき六万円が加算されます。

## 障害厚生年金の年金額の計算方法

- 1級-----平均月収×0.075×加入月数×1.25  
 2級-----平均月収×0.075×加入月数  
 3級-----（2級と同じ。ただし最低保障額45万円）  
 障害手当金（一時金）-----平均月収×0.075×加入月数×2（最低保障額90万円）

（注1）1級、2級は障害基礎年金の上乗せとなる。  
 （注2）加入月数が300月に満たないときは300月とする。

## ② 障害厚生年金

## ▼支給要件

厚生年金保険の加入期間中に病気またはけがによって医者にかかり、一定の障害状態になった人に支給されます。原則として障害基礎年金の上

## 遺族年金

## ① 遺族基礎年金

## ▼支給要件

被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡した時に、その人によって生計を維持されていた子のある妻または子に支給されます。（ここで「子」とは十八歳未満の子または二十歳未満で障害のある子に限りま

## ▼年金額

年金額は、妻に支給される場合は、基本額六十万円に、子が一人のときは十八万円、二人のときは三十六万円、三人以上のときは三十六万円に一人増すごとに六万円を加えた額が加算されます。また、子に支給される場合は、基本額六十万円に、子が二人のときは十八万円、三人以上のときは十八万円に一人増すごと

乗せ給付となりますので、初診日前の保険料納付期間が加入期間の三分の二以上ということば、障害厚生年金の受給にも必要です。

## ▼年金額

年金額は、別表のとおりです。

## ② 遺族厚生年金

## ▼支給要件

次のいずれかに該当する人が死亡したときに、その遺族に支払われます。

(I) 厚生年金保険に加入している人（加入期間中に初診日のある病気またはけがにより初診日から五年以内に死亡した場合を含む）であって保険料納付期間（免除期間を含む）が加入期間の三分の二以上ある場合。

(II) 一級・二級の障害厚生年金の受給者。

(III) 老齢基礎年金の資格期間を満たしている人が死亡した場合。

ここでいう遺族とは、遺族基礎年金の支給の対象となる

遺族（子のある妻・子）のほか、子のない妻、五十五歳以上の夫・父母、十八歳未満の孫・五十五歳以上の祖父母です。ただし、夫・父母・祖父母は六十歳から支給されます。

## ▼年金額

年金額は次のように計算されます。

（平均月収×0.075×

厚生年金加入月数×3/4）

③ 加入月数が三百月に満たない場合は三百月とする。

なお、夫が死亡した時に三十五歳以上の妻で子がいらない場合は、四十歳から四十五万円が加算されます。

（以上に掲げた額は、いずれも昭和五十九年度価格）

制度改正について、疑問な点は、気軽に福祉年金課年金係までお尋ねください。



## 住民票などの

## 交付・閲覧申請方法が

## 変わります

法律の一部改正により、六月一日から住民票・戸籍の附票の写しの交付・閲覧の請求方法が改められました。

住民票や戸籍の附票には、その人の氏名・住所のほか、本籍や住所の異動状況・続柄なども記載されており、これらを無制限に公開すると、今日社会問題となっている就職差別・結婚差別といった差別行為や名誉き損、プライバシーの侵害などをおこす恐れがあります。今回の改正は、これらを未然に防止し、人権を守ろうというものです。

## 新しい交付の方法

住民票などの閲覧や写しの交付を請求しようとする人は印かんを持参し、窓口備えつけの用紙に、請求の理由や提出先・住所・氏名を記入して下さい。

請求のできる方は、次の方々です。

- ① 本人  
② 本人と同一世帯に属する者

③ 本人からの委任状、又は同意書を持参した者

④ 国・地方公共団体の職員または、弁護士・司法書士等の人が職務上必要とする場合

⑤ 町長が相当と認めた人

## 請求の拒否

次に該当する場合は、交付や閲覧の請求には応じられません。

- ① 差別的事象につながる恐れがあると認められるとき  
② 個人のプライバシーの侵害につながる恐れがあると認められるとき  
③ 他人の名誉のき損につながる恐れがあると認められるとき  
④ 制度の趣旨をはずれ、不当に利用される恐れがあると認められるとき  
⑤ 担当吏員の質問に応じないとき  
⑥ 電話による請求のとき  
(原則として出来ません)  
くわしくは、役場町民課へお尋ねください。

## 税の窓 23

固定資産税が  
昨年の倍ちかくな  
った!?

**質問** 私は57年に住宅を新築し、58年度から60年度まで、25,000円の固定資産税を納付していましたが、61年度に50,000円ちかい税額の納税通知書がきました。どうしてですか。

**答え** 住宅を新築すると一般住宅の場合、新築後3年度分に限り税額の一部が1/2に減額されます。しかし、4年度目には減額期間がきれますので、税額が2倍ちかくなるわけです。

## ◎減額対象要件

- ① 専用住宅、併用住宅(居住部分が1/2以上あるもの。  
② 床面積が40㎡以上、165㎡以下のもの

## ◎減額される範囲

上記住宅の100㎡まで

※ 詳細は、役場税務課固定資産税係まで。

集まれ  
サッカー  
仲間たち社教  
だより 23

今やスポーツ人口の中で、愛好者が一番多いといわれているサッカー。

今年度から郡民体育大会の競技種目にも加えられました。しかし、我が麻生町では、サッカー熱がいまひとつ盛り上がりません。そこで、体育協会ではサッカーの愛好者を募り、クラブを組織し、サッカーの振興をはかりたいと考えています。

興味のある方は、ぜひ教育委員会内の体育協会事務局までご連絡下さい。

TEL 72-0811

役場内、内線52,53番



